

こくさいじんけんじょうやく じんけんかんけいほう

国際人権条約・人権関係法

主な国際人権条約

名 称	略称等	採択年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	昭和24(1949)	昭和33(1958)
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和26(1951)	昭和56(1981)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	昭和28(1953)	昭和30(1955)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	昭和40(1965)	平成7(1995)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約（社会権規約）	昭和41(1966)	昭和54(1979)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約（自由権規約）	昭和41(1966)	昭和54(1979)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女性差別撤廃条約	昭和54(1979)	昭和60(1985)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	昭和59(1984)	平成11(1999)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元(1989)	平成6(1994)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	平成18(2006)	平成21(2009)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成18(2006)	平成26(2014)

主な人権関係法

分 野	名 称	制定年	分 野	名 称	制定年
人権全般	社会福祉法	昭和26 (1951)	障害者	知的障害者福祉法	昭和35 (1960)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12 (2000)		障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35 (1960)
子ども	児童福祉法	昭和22 (1947)		障害者基本法	昭和45 (1970)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39 (1964)		障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成23 (2011)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11 (1999)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成24 (2012)
	児童虐待の防止に関する法律	平成12 (2000)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25 (2013)	
	子ども・若者育成支援推進法	平成21 (2009)	(部落差別)同和問題	部落差別の解消の推進に関する法律	平成28 (2016)
	子ども・子育て支援法	平成24 (2012)	外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成28 (2016)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成25 (2013)	ハンセン病回復者	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成20 (2008)
	いじめ防止対策推進法	平成25 (2013)	ホームレス等	生活保護法	昭和25 (1950)
こども基本法	令和5 (2023)	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		平成14 (2002)	
男女	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47 (1972)		生活困窮者自立支援法	平成25 (2013)
	男女共同参画社会基本法	平成11 (1999)	拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成14 (2002)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12 (2000)		拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18 (2006)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13 (2001)	性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成15 (2003)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27 (2015)		性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	令和5年 (2023)
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和4 (2022)	自殺	自殺対策基本法	平成18 (2006)
AV 出演被害防止・救済法	令和4 (2022)	アイヌ民族		アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	平成30 (2018)
高齢者	老人福祉法	昭和38 (1963)	犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	平成16 (2004)
	介護保険法	平成9 (1997)	インターネット	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	平成13 (2001)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成17 (2005)	災害被害者	被災者生活再建支援法	平成10 (1998)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18 (2006)		子ども・被災者支援法	平成24 (2012)
障害者	身体障害者福祉法	昭和24 (1949)			
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25 (1950)			



HUMAN RIGHTS



川崎市人権パンフレット



人権を尊重し
共に生きる社会を
目指して



相談窓口情報も
紹介しています



問合せ先 川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 | 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階
電話 044-200-2316 FAX 044-200-3914 令和7(2025)年8月

HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-2-0-0-0.html> 川崎市 人権男女 検索

～このパンフレットをご覧になる方へ～

「人権」は、私たちの生命や自由・平等を保障し、暮らしを支える大切なものです。日本国憲法では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」とうたわれています。

でも、「人権」について普段から考えることは、あまりないかもしれません。また、「私の人権は守られているし、周りの人の人権も大切にしている、差別はしていない」という人も、知らず知らずのうちに、誰かを傷つけるようなことを言うってしまうかもしれません。

近年でも、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した時期に、感染された方やそのご家族、医療機関関係者などの皆さんが、誤った情報に基づき、SNSなどで誹謗中傷を受けたり、理由もなく入店を断られるなど、不当な差別、偏見、いじめなどが行われたという事例が報道されています。

わざと誰かを傷つけるようなことをなくすのはもちろんのことですが、知らず知らずのうちに誰かの人権を脅かすことがないようにするには、どうしたらよいのでしょうか。

このパンフレットは、子どもをはじめ、女性や高齢者、障害者、外国人、拉致被害者家族、性的マイノリティなど、いろいろな人たちが、どのようなことに困ったり、傷ついたりしているかや、そのことに対する川崎市の取組をまとめたものです。

また、心配事がある方や、人権侵害を受けている方のお役に立てるよう、気軽に相談できる窓口や、人権に関する法令なども載せています。

市内に暮らすいろいろな人たちが、お互いの「人権」を大切にできるよう、皆さんも考えてみてください。



川崎市

対人関係で、人権侵害ではないかと悩んでいます

お気軽にご相談ください

相談したら気が楽になった

人権に関することでお悩み、お困りの川崎市民の方のご相談を受け付けています。いただいたご相談に対し、助言を行うなど、必要な支援を行います。専門性の高いご相談に対しては、適切な関係機関を紹介します。

かわさき 人権相談

電話相談 ☎044-200-2359
月～金（祝日、年末年始除く）8:30～12:00/13:00～17:15

メール相談

QRコード

LINE公式アカウント 友だち追加はこちら！

【運営】川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 【連携協力】横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会

川崎市人権パンフレット HUMAN RIGHTS

目次

人権ってなんだろう？	2～3
人権を守るための仕組み	4～5
人権かわさきイニシアチブ	6～9
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	10～11
子どもの人権	12～13
女性の人権	14～15
DV被害者の人権	16～17
高齢者の人権	18～19
障害者の人権	20～21
部落差別（同和問題）	22～23
外国人の人権	24～25
患者や感染者の人権	26～27
ホームレスの人権	28～29
拉致問題	30～31
性的マイノリティの人権	32～33
自殺をめぐる問題	34～35
固有の歴史・文化を持つ人々の人権	36～37
犯罪被害者の人権	38
インターネットによる人権侵害	39
災害被害者の人権／人身取引被害者の人権	40
刑を終えて出所した人の人権	41
貧困と経済格差の拡大による人権侵害	42～43
川崎市人権オンブズパーソン	44
国などの相談・救済窓口	45
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 条文	46～49

じんけん

人権ってなんだろう？

ひとり じぶん い
～一人ひとりが自分らしく生きていくために～



1 最初の一步を、あなたから始めてみませんか？

全ての人が安心して、自信を持って、自由に暮らせるまちにするためには、どうしたらよいでしょう？

まずは知ること。差別や偏見のない社会を実現するためには、人権課題に対する正しい知識を得て、理解を深めていくことが必要です。

次に考えること。誰もが幸せに生きられる社会は、どうしたらできるでしょう。あなたの言葉や態度が誰かを幸せにしている、そんな世の中を想像してみませんか？

そして、ふだんの暮らしで始めてみる。身のまわりをあらためて見直して、「もしも私がその立場だったら」と、人権に配慮してみましょう。誰かを幸せにすると、あなた自身も幸せになれます。

「人権」というと、固い印象や重苦しいイメージがあるかもしれませんが、しかし、あなたにも、私にも、一人ひとりに関係している、とても身近なものなのです。

あなたの人権感覚は？ ～こんなこと思ったり言ったりしたことありませんか～

事例
しつけのために、子どもに「ごはん抜きね」と言う。
親が子どものためによいと思ったことは、子どもに聞かずに親が決める。
高齢の親に「もう年なんだから…」と言ってしまう。
高齢者運転者マークをつけた車にイライラする。
盲導犬がレストランに入るのは「嫌だ」と思う。
育児休業を取る男性は「変わった人」だと思う。
肌の色や言葉が違う人をじろじろ見てしまう。
異性を好きになることが当然と思い、同性を好きになるのは「気持ち悪い」と思う。
うわさや個人情報の書き込みを見ておもしろがる。



2 他人の権利を守っていますか？

あなたは、背が高い・低い、太っている・痩せているなどの容貌をからかったことはないでしょうか。また、インターネットで他人の個人情報を流してしまったり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めてしまったことはありませんか？

あるいは、「結婚したら女性は家事に専念しないとね」など「女は、男は、こうあるべき」と決めつけていませんか？

あなたの言葉や態度が、知らず知らずのうちに誰かを傷つけていることがあるかもしれません。相手に寄り添って考えることが必要です。「知らなかった」「そんなつもりはなかった」では済まされないこともあるでしょう。

あなたが自分の人権を守ってほしいと求めるように、あなたには他人の人権を守る「責任」があります。お互いの人権を大切にして暮らすことで、全ての人の人権が大切にされる社会になるのです。



3 あなたは、自分を大切にしていますか？

あなたは自分のことをどう思っていますか？ 自分のことが好きですか？

人は、一人ひとりが平等な人権を持った、この世でただ一人の、かけがえのない存在です。人はそれぞれ、国籍や民族、文化をはじめとして、性別、身体的能力・特徴、年齢、価値観や生き方などが多様です。個性の違う、多様な人同士が、一つの社会で生きています。

多様性についてはダイバーシティ（Diversity）という表現があり、さまざまな意味で使われています。すべての人が互いを認め合い、ダイバーシティ（多様性）を尊重し、人権侵害を受けることなく、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられることが大切です。



かわさきパラムーブメント

川崎市では、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念として掲げ、未来へ遺していくものとしてのレガシーの形成に向けて「かわさきパラムーブメント」を推進しています。



4 基本的人権は、憲法が保障しています

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている、誰にも奪うことのできないものであり、日本国憲法によって、現在及び将来の国民に保障されています。

「これは人権問題ではないのか？」と感ずることや、困りごとや心配ごとがあれば、国（法務局）や川崎市などの関係窓口にご相談ください。

偏見や差別は、人間が作ったものです。だからきっと、人間の力でなくすことができるはずですよ。

人権を守るための仕組み

～わたしが築いてきた様々なルールと取組～

一人ひとりが自分らしく生きていくために大切な人権を尊重し、擁護するため、これまで私たちは、国内外において様々な仕組みを築いてきました。

1 川崎市の取組

川崎市では、人権を尊重し、共に生きる社会を目指して、平成12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成19（2007）年に「川崎市人権施策推進基本計画」を、平成27（2015）年には「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

また、分野別の人権施策についても、「川崎市外国人市民代表者会議条例」、「川崎市子どもの権利に関する条例」、「男女平等かわさき条例」を制定し、条例の趣旨に沿って具体的・計画的に実施するための行動計画や、多文化共生社会の構築を目指す「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定しました。また、子どもの権利の侵害と、男女平等に関わる人権侵害については、相談・救済を行うため「川崎市人権オンブズパーソン条例」を制定しました。

さらに、平成25（2013）年以降、市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返されたことを契機に、令和元（2019）年に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

このほかにも、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」の制定、「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」の制定、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の策定、「『かわさき☆えるぼし』認証制度」の創設、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」の策定、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の創設、「川崎市犯罪被害者等支援条例」の制定など、人権施策の推進に取り組んでいます。

そして、令和4（2022）年には、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」で新たに位置付けられた施策を推進するため、計画を全面的に見直して、「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定しました。

この計画は、今後約10年間の指針となるもので、人権に関する施策の基本理念及び4つの基本目標、人権に関する基本的施策その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を示し、また、複雑かつ多様な人権課題に対応していくため、分野横断的な視点にとどまらず、13の個別の分野別の人権課題ごとに、その現状と施策の方向性、具体的な取組を示すものです。

2 国内の取組

昭和21（1946）年11月3日に公布され、昭和22（1947）年5月3日に施行された日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地によって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、いろいろな人権を基本的人権として保障しています。

国は、平成8（1996）年に「人権擁護施策推進法」を5年の時限立法として制定し、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法の規定に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画が整備されています。主なものとして、児童虐待防止法や、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、ハンセン病問題基本法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ文化振興法などが挙げられます。

令和3（2021）年には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止のために啓発活動等を行っています。また、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を改正し、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判制度が創設されました（なお、令和6（2024）年、法律の題名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改められています。）。

さらに、令和5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。

3 国際的な取組

第二次世界大戦後間もない昭和23（1948）年12月10日に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」の条文で始まる世界人権宣言が、国連総会において採択されました。

その後、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約など多くの人権関連の条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など、国際的な取組が行われています。国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約は、それぞれ委員会（条約機関）への報告制度※があり、日本政府に対して様々な勧告が行われています。

また、人権教育・啓発について、国際連合は、各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、平成7（1995）年から平成16（2004）年まで「人権教育のための国連10年」の取組を、平成17（2005）年以降「人権教育のための世界計画」の取組を推進しています。

さらに、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界人権宣言をその基礎の一つとして、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、令和12（2030）年までに全ての国が達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。そこには、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など、人権に関する目標が掲げられ、今では世界の潮流となり、各国で取組が進められています。

※報告制度：締約国が、条約に規定された人権尊重・確保の義務をどのように履行しているかについて、自ら報告を定期的に委員会（条約機関）に提出し、それを委員会が検討する制度

人権かわさきイニシアチブ

～市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され 不当な差別のないかわさきを目指して～

川崎市人権施策推進基本計画について

基本計画の構成



人権に関する施策の基本理念…「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され
不当な差別のないまち かわさき

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に目的として規定する「人権を尊重し、共に生きる社会」の実現を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指します。

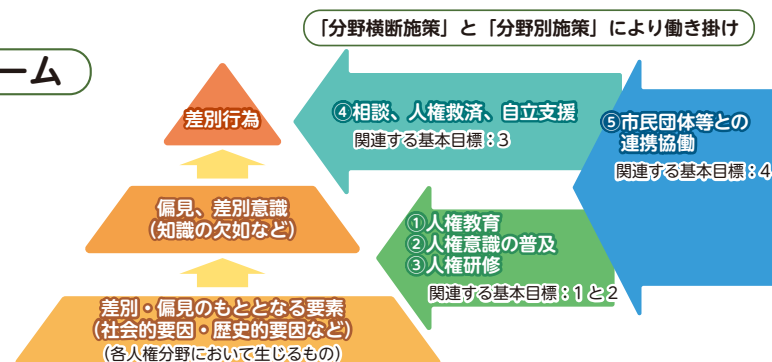
人権に関する施策の基本目標…「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

- 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり**
「不当な差別」と偏見を許さない、相手の立場に立って考えられる社会の実現を目指します。
- 2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり**
全ての市民が様々な違いを超えて、対等な人間関係を築いていけるように取り組みます。
- 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり**
人権侵害による被害の救済を図るため、必要な人に必要な支援が確実に届くように取り組みます。
- 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり**
それぞれが人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていきます。

第1期実施計画について

- 人権課題の解決に向けて、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間とします。
- 5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の基本的施策とこれらに係る「事業・取組」を体系的に整理します。

第1期実施計画の推進スキーム



分野横断施策

全ての人権課題に共通する5つの施策

- 1 人権教育の推進**
・市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくため、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。
- 2 人権意識の普及**
・人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努めます。
・市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。
- 3 人権研修の充実・推進**
・市職員に対する効果的な人権研修を計画的に実施します。
・業務の性格上、人権意識が特に求められる市職員に対して、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。
- 4 相談、人権救済、自立支援の充実**
・相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。
・基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。
・関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実に図ります。
- 5 連携協働による取組の推進**
・市民や事業者の参画を促進する取組を推進していきます。
・NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。

分野別施策

それぞれの計画等を踏まえて実施する13の施策

- 1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進**
・広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援
・個別の支援
・家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障
・子どもの参加
・相談及び救済
- 2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進**
・男女共同参画に係る教育・啓発の推進
・職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進
・地域における男女共同参画の推進
- 3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進**
・いきがい・介護予防施策等の推進
・地域のネットワークづくりの強化
・利用者本位のサービスの提供
・医療介護連携・認知症施策等の推進
・高齢者の多様な居住環境の実現
- 4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進**
・育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～
・地域とかかわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～
・やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～
- 5 部落差別（同和問題）の解決に向けた取組の推進**
・部落差別（同和問題）の解決に向けた啓発・支援の推進
- 6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進**
・差別の解消と人権侵害の防止
・行政サービスの充実
・多文化共生教育の推進
・社会参加の促進
・共生社会の形成
・施策の推進体制の整備

7 疾病に関する人権尊重の取組の推進

- ・感染症に関する啓発、支援等

8 ホームレス（野宿生活者）の人権擁護と自立支援に係る取組の推進

- ・ホームレス自立支援事業
- ・関係機関との連携による取組

9 拉致問題の解決に向けた取組の推進

- ・拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進

10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

- ・偏見や差別を解消するための啓発の推進
- ・当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進

11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進

- ・自殺の実情を知る
- ・自殺防止のためにつながる
- ・自殺防止のために支える

12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進

- ・啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進

13 様々な人権課題に対する取組の推進

- ・固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々）の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・刑を終えて出所した人々の人権
- ・災害被害者の人権
- ・人身取引被害者の人権

計画の推進について

人権施策推進体制

【庁内連絡調整組織】

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のほか、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するための各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進します。

【協議組織】

「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

【関係団体・関係機関】

「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」や「かわさき男女共同参画ネットワーク」等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、人権施策の効果的な推進に取り組んでいきます。

進行管理

- ・進捗管理には、「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」のいわゆるPDCAサイクルの手法を取り入れます。
- ・事業・取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。
- ・「人権に関する市民意識調査」を定期的実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、施策を推進していきます。

成果指標

- ・基本計画を着実に推進していくために、成果指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。
- ・施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものでなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。
- ・目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

	項 目	現状【年度】	目標値【年度】
全体目標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和 3(2021) 年度】	41.0%以上 【令和 7(2025) 年度】
			43.0%以上 【令和 13(2031) 年度】
基本目標 1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和 2(2020) 年度】	81.0% 以上 【令和 7(2025) 年度】
			85.0% 以上 【令和 13(2031) 年度】
基本目標 2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和 2(2020) 年度】	28.0% 以上 【令和 7(2025) 年度】
			32.0% 以上 【令和 13(2031) 年度】
基本目標 3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が 30%を超えている相談窓口の数	3 つ 【令和 2(2020) 年度】	5 つ 【令和 7(2025) 年度】
			7 つ 【令和 13(2031) 年度】
基本目標 4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和 3(2021) 年度】	91.0% 以上 【令和 7(2025) 年度】
			93.0% 以上 【令和 13(2031) 年度】
分野別施策 1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和 2(2020) 年度】	62.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和 2(2020) 年度】	73.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和 2(2020) 年度】	59.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和 2(2020) 年度】	72.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 5	部落差別（同和問題）について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和 2(2020) 年度】	43.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和 2(2020) 年度】	56.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 7	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和 2(2020) 年度】	52.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 7	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和 2(2020) 年度】	73.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和 2(2020) 年度】	56.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和 2(2020) 年度】	54.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和 2(2020) 年度】	62.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率（人口 10 万人当たりの死者数）の 3 年間平均	14.2 【平成 29(2017) 年～令和元 (2019) 年の平均】	13.5 未満 【令和 3(2021) 年～令和 5(2023) 年の平均】
分野別施策 12	インターネットや SNS による人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和 2(2020) 年度】	79.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 13	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和 2(2020) 年度】	33.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 13	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和 2(2020) 年度】	65.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 13	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和 2(2020) 年度】	56.0%以下 【令和 7(2025) 年度】
分野別施策 13	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和 2(2020) 年度】	56.0%以下 【令和 7(2025) 年度】

かわさきし さべつ じんけんそんちょう じょうれい 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

じんけん そんちょう とも い しゃかい め ざ
～人権を尊重し、共に生きる社会を目指して～

1 条例の制定経緯

どうして条例を制定したの？

川崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別は存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

2 条例の内容（概要）

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（１）不当な差別的取扱いの禁止

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

（２）人権教育及び人権啓発の実施

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

（３）人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

（４）情報の収集及び調査研究の実施

人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（１）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはなりません。

＜場所＞

- 市の区域内の道路、公園などの公共の場所

＜手段＞

- 拡声機（携帯用のものを含む。）を使用
- 看板、プラカード等を掲示
- ビラ、パンフレット等を配布

＜類型＞

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

（２）本邦外出身者に対する不当な差別的言動（違反行為）が行われた場合の流れ

違反行為(1回目)

市長は、勧告の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

勧告

市長は、1回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、勧告の日から6月間、上記（１）の違反行為を行ってはならない旨を勧告することができる。

違反行為(2回目)

市長は、命令の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

命令

市長は、前2回と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、命令の日から6月間、上記（１）の違反行為を行ってはならない旨を命ずることができる。

違反行為(3回目)

市長は、公表の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴き、また、公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与える。

公表・罰則

市長は、命令に従わなかったときは、氏名、住所等のほか、命令の内容などを公表する。

*市は刑事告発を行い、その後の罰則に係る判断は、司法機関（検察・裁判所）が行うこととなる。

（３）その他

インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権尊重のまちづくり担当）

TEL 044-200-0098 FAX 044-200-3914

こ じ ん け ん 子どもの人権

こ じ ん け ん そ ん ち ょ う け ん り ほ し ょ う す い し ん
～子どもの人権の尊重と権利保障の推進～

1 「子どもの権利」について

守られていますか？「子どもの権利」

平成元（1989）年に国連総会で定められた「**子どもの権利条約**」には、子どもの基本的人権を守るために必要な4つの権利—生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利—が書かれています。

しかし、児童虐待やいじめ（「**児童虐待の防止等に関する法律**」、「**いじめ防止対策推進法**」）などで心やからだを傷つけられ、家庭が壊れて家族の中で育つ機会を奪われるケースや、経済的に貧しくなり進学を諦めたり、必要な医療を受けられずにいるなど、人権が守られていない子どもがたくさんいます。子どもの人権を尊重することはおとなの責務であり、社会全体の役割も高まっています。

「子どもの権利」を主張して、子どもが「わがまま」になりそうで心配…

自分の権利が尊重されるためには、同じように相手の権利が尊重され、保障されなければなりません。子どもの権利の考え方は、まず、お互いの権利を認め合い、尊重することから始まります。子どもの権利について正しく理解することで、子どもは相手のことを思いやり、お互いに尊重し合うことができるようになります。

2 川崎市の取組について

川崎市では、何を目指して、どんな取組をしているの？

川崎市では、多くの子どもとおとなの意見を取り入れ、「**川崎市子どもの権利に関する条例**」を平成12（2000）年につくりました。この条例は、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、子どもが自分らしく生きることを支えていこうという考え方でつくられたものです。この条例に基づき、「**川崎市子どもの権利に関する行動計画**」をつくり、川崎市の子どもに関わる仕事の中で子どもの権利が守られるように、総合的・計画的に推進しています。

また、国連で「子どもの権利条約」がつくられた11月20日を「かわさき子どもの権利の日」として、市民と行政との協働による事業（「かわさき子どもの権利の日のつどい」など）を実施しています。

■ 問合せ先

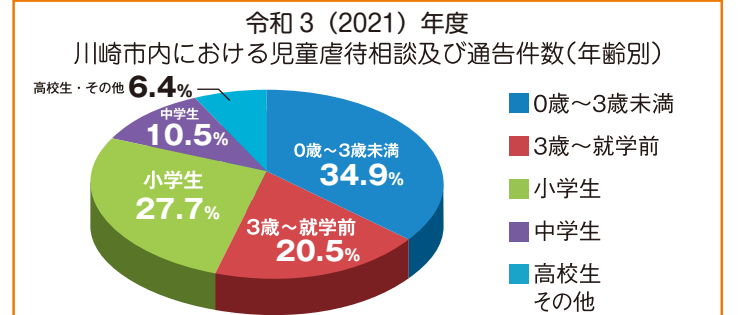
こども未来局 青少年支援室（青少年育成・子どもの権利担当）

TEL 044-200-2344 FAX 044-200-3931

人権侵害(虐待)を受けている子どもが依然として多く存在している

令和3（2021）年度の子どもの市全体の虐待相談及び通告件数は（市内児童相談所・区役所計）は、令和2（2020）年度の5,557件と比べ、5,832件で、対前年度比4.9%の増加となっています。

また、令和3（2021）年度の年齢別では、0歳～就学前で3,232件（55.4%）と約半数を占め、次いで小学生1,615件（27.7%）となっています。



（こども未来局公表資料）



ご相談はこちらへ

■ 川崎市総合教育センター

電話相談 044-541-3633

毎日 9:00～18:00（年末年始除く）

24時間子供SOS電話相談 044-522-3293

子ども専用電話相談 044-844-6700

月～金 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）

インターネット問題相談 044-844-3638

月～金 8:30～17:00（祝日・年末年始除く）

■ 川崎市教育委員会

ダイヤルSOS 044-200-3288

月～金 9:30～17:00（祝日・年末年始除く）

電話相談ホットライン（体罰や先生との関係の悩み）

044-200-3289

月～金 9:30～17:00（祝日・年末年始除く）

面接相談（事前申込みが必要）

①塚越相談室 044-541-3633

②溝口相談室 044-844-3700

①月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

②月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

■ 川崎市児童虐待防止センター

電話・FAX 0120-874-124

※24時間いつでも受け付けます。

■ 児童相談所虐待対応ダイヤル

189（いちばやく）

※一部のIP電話からはつながりません。

「児童虐待防止」のシンボルマークオレンジリボン

■ 児童相談所（詳細はP.33参照）

■ 児童・青少年電話相談

044-542-1567

月～金 9:00～20:00（祝日・年末年始除く）

■ LINE相談

【かながわ子ども家庭110番相談LINE】

月～土 9:00～21:00（年末年始除く）

右の二次元コードから友だち追加



■ 各区地域みまもり支援センター

（福祉事務所・保健所支所）地域支援課

子ども・子育て相談

月～金 8:30～12:00、13:00～17:00

（祝日・年末年始除く）

川崎区 044-201-3214

幸区 044-556-6648

中原区 044-744-3261

高津区 044-861-3315

宮前区 044-856-3302

多摩区 044-935-3264

麻生区 044-965-5157

■ 川崎市人権オンブズパーソン

子どもあんしんダイヤル

0120-813-887（子ども専用/無料）

子ども相談電話

044-200-1460（大人の方用）

月・水・金 13:00～19:00、土 9:00～15:00

（祝日・年末年始除く）（詳細はP.44参照）

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

（詳細はP.45参照）

■ 横浜地方法務局（人権擁護課）

こどもの人権110番

0120-007-110（全国共通・無料）

045-226-5582

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始除く）

■ かわさきチャイルドライン

0120-874-262

水 16:00～21:00（祝日除く）